

関係各位

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室長



新型コロナウイルス感染症の発生に係る協力依頼について

日頃より、検疫業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、中華人民共和国湖北省武漢市や日本国内における感染者の拡大を受けて、検疫による水際対策を着実に実施するため、客船（貨客船を含む）における感染拡大の防止に向けた対策をとる必要がございます。

今般、感染症の発生状況を踏まえ、検疫強化対象地域^{*1}について、14 日間の滞在歴等を確認することとしています。

今般、感染症の発生状況を踏まえ、検疫強化対象地域を一部追加しますので、下記の事項について御協力賜りたくお願い申し上げます。

記

1 「船内アナウンス」の実施について

中華人民共和国及び大韓民国からの本邦到着船において、「船内アナウンス」を実施すること。

アナウンスの際には、流行地域への滞在歴がある方は、検疫官へ申し出る旨を周知すること。また、咳や発熱等の症状がある場合や、咳止め剤や解熱剤を服薬している場合においても、引き続き検疫官へ申し出る旨を周知すること。なお、検疫官より赤または青の紙を配布いたしますので、入国するまでの間、紛失しないよう注意をうながすこと。

2 「健康カード」の配布について

中華人民共和国及び大韓民国からの本邦到着船において、船内で、体調不良の際には検疫官に申し出ること及び国内滞在中の留意事項について記載した「健康カード」（管轄の検疫所より配布）を乗員から乗客へ配布すること。

3 「質問票」の配布について

中華人民共和国及び大韓民国からの本邦到着船について、船内において、質問票を配布し、機内で記入の上、検疫官へ提出するよう周知すること。

(※1) 検疫強化対象地域

東アジア	中国、韓国の全域（3月9日午前0時から追加）
ヨーロッパ	シェンゲン協定加盟国（アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク）、アイルランド、アンドラ、英国、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ、ルーマニアの全域（3月21日午前0時から追加）
中東	イランの全域（3月21日午前0時から追加） イスラエル、カタール、バーレーンの全域（3月27日午前0時から追加）
アフリカ	エジプトの全域（3月21日午前0時から追加） コンゴ民主共和国の全域（3月27日午前0時から追加）
北米	米国の全域（3月26日午前0時から追加）
東南アジア	インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシアの全域（3月27日午前0時から追加）